

**一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
2020年度 第3回定例理事会議事録要旨**

日 時：2020年9月4日（金）14:00～18:30

場 所：AP名古屋「Kルーム」／オンライン「Zoom」使用

会場出席者：理 事 長：東口高志

理 事：飯島正平、犬飼道雄、福島亮治

オンライン：副理事長：佐々木雅也

特任顧問：平田公一

理 事：石井良昌、小谷穰治、小山 諭、斎藤恵子、篠 智子、鈴木 裕、高増哲也、
中瀬 一、鍋谷圭宏、野上哲史、二村昭彦、丸山道生、三原千恵、室井延之、
山中英治、吉田貞夫、鷲澤尚宏

監 事：田妻 進、土岐 彰、比企直樹

事務局幹事：伊藤彰博

記 録：瀧田実隆（事務局）

欠 席 者：特任顧問：平井敏弘

監 事：寺本房子

理 事：遠藤陽子、清水孝宏、祖父江和哉

（敬称略：五十音順）

議 題：

I. 理事長挨拶

はじめに今回の定例理事会は、COVID-19感染拡大防止のため、会場およびオンライン形式で参加いただく定例理事会として開催するとの説明がされた。続けて、定款第5章第28条に則り、2020年度第3回定例理事会を開催することが宣言され、定款第5章第30条に則り、議長は理事長が務め、議事録署名は定款第33条に則り、理事長と出席（オンライン参加）した田妻 進、土岐 彰、比企直樹監事となることが確認された。

II. 第2回定例理事会・第2回臨時理事会議事録の確認について

第2回定例、第2回臨時理事会議事録が示され、議事録署名手続きに入ることが報告された。

III. 庶務報告について

東口理事長より2020年6月30日時点の会員動向が報告された。COVID-19感染拡大の中、会員数は増加しており、理事会はじめ会員諸氏のご尽力に対して謝辞が述べられた。

■2020年6月30日現在 ※宛先不明83名含む、休会200名・2019年度末自動退会904名・退会除

会員種別	2019年12月31日	2020年6月30日	増減
名誉会長	2名	2名	±0名
名誉会員	43名	44名	+1名
特別会員	50名	55名	+5名
代議員	232名	257名	+25名
学術評議員（代議員は除く）	413名	471名	+58名
正会員	21,216名	21,831名	+615名
寄贈会員	8名	8名	±0名
総数	21,964名	22,668名	+704名

■職種別

医師	4,768名	管理栄養士	6,310名	言語聴覚士	623名
歯科医師	427名	栄養士	70名	歯科衛生士	126名
看護師	4,171名	臨床検査技師	695名	診療放射線技	3名
准看護師	4名	理学療法士	464名	その他	721名
薬剤師	4,159名	作業療法士	127名	合計	22,668名

■2020年分会費納入率 ※宛先不明・退会・自動退会含む

会員種別	納入者数	未納者数	会員数	納入率(2020年)
代議員	229名	28名	257名	89.11%
学術評議員	413名	58名	471名	87.69%
正会員	17,271名	4560名	21,831名	79.11%
総数	17,913名	4,646名	22,559名	79.4%

IV. 委員会予算執行状況について

東口理事長より 2020 年 1 月 1 日から 6 月 30 日の委員会予算執行状況の説明がされた。新年度末となる 2020 年 11 月末日に向けて、事業計画・予算による事業の実施について依頼がされた。

V. 2021年のセミナー開催について

飯島総務委員長より 2020 年の集合型での各種セミナーは中止とし、NST 専門療法士受験必須セミナーおよび NST 専門療法士更新必須セミナーについては、オンラインセミナーに切り替え開催したことが報告された。続けて、2021 年の各種セミナーの開催についての方針を決定する必要があり、現在、企画計画中の来期の開催日程案の提示がされた。また、既に学会ウェブサイトおよび JSPEN2021 のウェブサイトで公示したとおり、第 36 回学術集会会場における NST 専門療法士更新必須セミナー・受験必須セミナーの開催は中止としたことが報告され、2021 年の以下の開催方針について承認がされた。

1) 各種教育セミナーの開催日程

●NST 専門療法士受験必須セミナー

- 第1回：2021年5月8・9日（土・日）パシフィコ横浜アネックスホール【対応定員 220名】
第2回：オンライン 視聴期間：5月10日から6月30日まで【予定】
第3回：オンライン 視聴期間：8月1日から9月30日まで【予定】

●NST 専門療法士更新必須セミナー（テーマ：がんと栄養管理）

- 第1回：2021年4月25日（日）パシフィコ横浜アネックスホール【対応定員 220名】
第2回：オンライン 視聴期間：5月1日から6月30日まで【予定】
第3回：オンライン 視聴期間：9月1日から10月30日まで【予定】

●臨床栄養代謝専門療法士セミナー

2020 年より開催予定であったが COVID-19 の影響により開催を見送った。2021 年よりオンラインを含めた対応を検討中。

●NST 医師教育セミナー

未定。ただし、日本外科代謝栄養学会学術総会（7月）が大阪で開催される予定。
(2020 年 12 月 日本外科代謝栄養学会学術総会；名古屋で開催予定、形式検討中)

2) 2020 年の代替えで会場確保されているが、利用用途の目途が立っていない日程

2020 年非開催による会場違約金は殆ど発生していないが、2021 年での実施が条件となっている施設がある。いずれも分割利用が可能で、ソーシャルディスタンスと収益性を考慮した対応定員の設定の検討が必要となる。

- ① 2021 年 5 月 16 日（日）京都国際会館アネックスホール【対応定員 300 名】
- ② 2021 年 6 月 19・20 日（土・日）パシフィコ横浜ノース G 7 + 8 【対応定員 220 名】
- ③ 2021 年 7 月 10・11 日（土・日）京都国際会館アネックスホール【対応定員 300 名】
- ④ 2021 年 11 月 14 日（日）パシフィコ横浜ノース G 1 - 4 【対応定員 500 名】

VI. JSPEN プロジェクトについて

東口理事長より P 004 から P 009 の JSPEN プロジェクト設置について確認がされ、改めて以下のプロジェクトの発足と活動について承認がされた。

P 004 : 新ハンドブック作成プロジェクト

学会名称変更に伴い、佐々木副理事長をプロジェクト長としてテキスト改正を進めている。

P 005 : 新医師・歯科医師セミナープロジェクト

福島理事をプロジェクト長として TNT 研修会終了に伴う新たな医師セミナーの確立を目的として、新医師・歯科医師セミナーの新設を進めている。

P 006 : GLIM 2 プロジェクト

Validation study の実践と GLIM criteria の普及をするプロジェクトとして、プロジェクト長に吉田理事が推薦され、承認された。プロジェクトメンバーについては、吉田理事に選考をお願いし、理事会での審議・承認を受けることになった。

P 007 : NDB プロジェクト

東口理事長をプロジェクト長として、National Data Base (NDB) の利用と応用による新たな探求とその結果の提示 (NDB と学会のデータとの関連から我が国の栄養療法開発や栄養管理確立に利用) を目指す。

P 008 : 在宅栄養推進プロジェクト

鈴木理事をプロジェクト長として、長らく在宅静脈・経腸栄養法の見直しが行われておらず、診療報酬も変化がない。これを見直し、PEG や半固体についても新しい診療報酬での評価と改正を目的とする。

P 009 : COVID-19 対策プロジェクト

東口理事長より新型コロナウイルス感染拡大防止に協力いただいていることに謝辞が述べられた。

VII. 日本医学会からの学会名称変更に関するヒアリングについて

- ・本年 7 月に日本医学会より本学会の学会名称変更に関して連絡があった。本変更に対して、日本病態栄養学会（医学会分科会）および日本臨床栄養学会から日本医学会に対して異議申し立てがあり、名称変更に至った経緯についてヒアリングをお願いしたいとのことであった。
- ・8 月にオンライン形式にて、日本医学会の門脇 孝副会長（臨床部会内科領域）、森 正樹副会長（臨床部会外科領域）と本学会からは東口理事長、佐々木副理事長、飯島総務委員長の 3 名が出席し、ヒアリングを受けた。

- ・異議の内容としては、本学会の変更した和文名称および英文名称は、両学会からは、栄養領域の各学会において混乱を招くとの懸念と主張であった。
- ・両学会をはじめとした関係学会・団体への学会名称変更に関する説明についても確認があり、本学会としては臨時社員総会議決後、1年間を通して丁寧に誠意を持って関係学会・団体に対して説明した経緯もご説明したが、本学会の経緯説明にも関わらず異議申し立てとなっている認識の相違点についても指摘があった。
- ・9月に日本医学会と3学会の理事長のみで面談が予定されていることが報告され、理事会として本学会の姿勢・対応について協議することになった。
- ・本理事会としては、社員総会での説明のとおり、現在の学術活動に適した学会名称への変更であり、主要国際学会との学術領域名称と整合性を図った。このことは国際的な認知と理解もいただいている。さらに本学会の先達となる先生方のご助言もいただき、本学会の総意として全会一致で決議された学会名称であり、本学会の理念と主権、アイデンティティーに関する問題である。日本医学会および両学会に対しては、本学会の姿勢・対応は変わることなく、正当性を説明しご理解をいただくべく冷静に真摯に対応していくことを本理事会として全会一致で承認した。

VIII. 一般社団法人日本医学会連合「領域横断的なフレイル・ロコモ対策の推進に向けたワーキンググループ」への参画について

日本医学会連合から日本医学会連合加盟学会ならびにフレイル・ロコモ関連団体に対して、このたび「領域横断的なフレイル・ロコモ対策の推進に向けたワーキンググループ」が設置され、本ワーキンググループの活動趣旨に賛同し、協働した活動にご参画いただける学会を募っており、今後、宣言の作成や各学会での活動における対策推進の展開の協議への参画募集があった。本学会の学術領域に関わることから、参画することが承認された。また、参画にあたっては、学会を代表し1名を拡大ワーキンググループへ派遣参画することが必要となるため、本学会より小谷理事を推薦することが承認された。

IX. 選挙管理委員長の選任について

2021年2月の第8回定時社員総会は理事改選年にあたり、理事半数の改選および監事選出が執り行われる。さらに選挙開票後の理事予定者会議において、今回は新理事長の選出を行うことになる。COVID-19の影響もあり来年の定時社員総会の開催対応によっては、理事選挙の方法も合わせて対応していく必要がある。また、選挙管理委員会を組織するにあたり、はじめに理事会より選挙管理委員長を選任する必要があることから、公正性の観点から過去の就任歴や非選挙権を有さない理事より選出する条件が確認され、丸山道生理事に就任をお願いすることが承認された。なお、代議員による選挙管理委員5名の選出については、定款施行細則第20条により、社員総会議長が、代議員の中から選挙管理委員を選出することになるため、COVID-19の影響を考慮しつつ、人選と理事選挙の準備を進めていくことになった。

X. 各種委員会・部会 審議事項

【総務統括部門】

総務委員会（飯島理事）

・入会手続きの手順変更について

本学会の入会手続きは、定款施行細則第1章 会員に基づき進めているが、現行の手順では過去に入会歴のある退会者の中再入会時に課題が多く、入会手続き完了までの手順が煩雑となり非常に時間を要していることから、適正で効率的な手順の確立のため、以下の変更方針案が提示され、改善していくことが、承認された。なお、事務手続き上における軽微な改善事項については、総務委員長と事務局にて調整していくことが、了承された。

① 過去の入会会員歴についてチェックリストを設ける。

② 初年度年会費の入金方法をクレジットカード決済限定とする（救済策は設ける）。

③ 入金と同時に会員番号（ID）を発行し、課題がある場合はIDを一時失効させて調査対応する。

・復会再入会ルールに変更について

現在、退会履歴のある方の復会再入会に関してのルールは曖昧な点が多く、適格な手続きの確立が必要となっている。本学会の退会は、①会費未納による自動退会と②退会手続き者（当年度完納者）の2パターンが存在する。これに対応して、復会再入会時には二つの対応があり、事務局では、「新規として入会（再入会）」と「会員継続として入会（復会）」の入会区分をご案内している。どちらを選択するかは対象者が選択することになる。現状は「会員歴を手に入れため」の目的が多く、本学会の会員歴の正当性の問題にもなるため、会員歴の適正な担保を目的として、以下の変更方針案が提案され、定款施行細則に定めている内容との整合（別の手続き規定の制定等の検討含め）を取りつつ順次改善していくことが承認された。

① 自動退会者は再入会と会員継続を認める。

② 復会再入会の制度は一度のみ可能とする。

③ 会員歴を引き継ぐ場合は、最大5年間とする。6年以上の未納期間がある場合、会員歴の引き継ぎを認めない。

また、定款施行細則第1章第5条には、「退会後再入会した場合、退会前の入会期間は会員歴に算入される。」と記載があり、これまでの現行手続きとの乖離もみられることから変更することが確認され、規約委員会にて審議後、改めて理事会に改訂案を提出することになった。

・休会のルール確定について

休会制度を利用した資格喪失迷れ事案の発生や、現在の休会制度は負担の多い制度であることが報告され、それに伴い、以下の変更方針が提示され、承認された。

① 申請は年度単位での制度とし、休会満了時期は年度末の11月30日で統一する。

② 休会期間は最大申請年度を含む、四期（年度計算）とする。

③ 毎年の諸手続きを廃止し、申し出がない限り、満了まで申請申告とみなす。

④ 休会を終了し、復会する場合は、年会費の徴収をもって認める。また満了以前でも希望があれば認める。

⑤ 休会の伴う資格更新諸手続きに関しては、休会手続きに連動する運用とし、あらたな文書提出は求めないこととする。（専門療法士認定制度における更新期日延長希望申請）

⑥ 休会理由に関して、施行細則記載以外の理由の場合は理事会審議とする。記載事由の場合は月単位で集計し、持ち回り理事会にて承認する運用方法を採用する。

・理事会推薦による代議員審査申請について

本年度は代議員の新規・再任申請年ではないが、昨年より設立された制度であるため、本年度

も申請を実施することが承認された。また、所定の申請基準の他、教授職としての就任年数や年齢なども実務上の重要な要素となることから、申請条件に「55歳前後が望ましい」との条件を加えることとしたが、あくまで基準の一つとして捉え、理事会での審議が最優先の判断事項とすることが承認された。

将来構想委員会（鍋谷理事）

- ・オンラインセミナーの構築について

COVID-19 の影響で暫く集合型によるセミナーの開催が来年以降も実施できないことが予想されるため、3年間は有効活用できる魅力的な内容のセミナーを作成するため JSPEN プロジェクト（P 010：オンラインセミナー構築プロジェクト（仮称）」を立ち上げることが提案され、承認された。プロジェクト長は、鍋谷理事が就任し、講師陣については、理事の先生方を中心に組織する案が提案され、有力な講師構成企画案のひとつとして検討していくことが承認された。

- ・JSPEN2021 におけるクレジットについて

JSPEN2020 は現地開催と WEB 開催を併用したハイブリッド開催となるため、クレジットの問題が発生する。そのためクレジット取扱定義を以下の①②の方針で定めることが提案され、承認された。

- ① 学術集会参加による会員個人資格の申請、維持のためのクレジットを参加証とする。
- ② NST 稼働施設資格の維持ならびに認定医（指導医）資格の維持のための特定セッション聴講で与えられるクレジットを、事前参加登録者は希望すれば付与することとし、会場での聴講者に加えてライブ（オンデマンドを含む）での聴講者にも与える。なお、オンラインでの聴講実績については、「ライブ配信時に4桁の数字を見せる」、「オンラインセミナーと同様のシステムを使用する」などがあるが、運営会社との協議が必要となる。

- ・当会ウェブサイト告知について（詳細：V. 2021 年のセミナー開催について参照）

JSPEN2021 の開催方法について、本学会および JSPEN2021 のウェブサイトでそれぞれ公示することが承認された。

- ① JSPEN2021 は現地での開催と WEB 開催を利用したハイブリッド開催となること。
- ② 当日の NST 専門療法士受験必須セミナー・更新必須セミナーは開催しないこと。

倫理・利益相反委員会（鷲澤理事）

- ・倫理審査に関する広報内容について

本学会会員は、臨床現場や研究において常に倫理的配慮を認識する義務があり、特に人を対象にした臨床研究においては、第三者の意見を聞きながら対応を行う必要がある。この「倫理審査」とは何かということを会員および当会に関わる関係者へ理解いただくことが必要となるため、分かりやすくイラスト等の Q&A を用い、倫理的配慮の認識を深める対応を推進していくため、当会ウェブサイトへ掲載する原稿案が提示された。さらにウェブサイトの掲載場所については、トップページにバナーリンクを作成し、掲載する対応とすることが、承認された。

- ・倫理審査運用規定の設置について

本学会の倫理審査の運用において、倫理審査運用への規定項目が定款施行細則への定義がされていないことから、当該規定を加えることが承認された。具体的な記載事項・条文については、規約委員会にて審議し、定款施行細則の変更として、倫理審査運用規定とともに審議すること

になった。

・倫理審査委員会について

現在存在していない「倫理審査委員会」の名称が当会ウェブサイトに掲載されているため、常置委員会として「倫理審査委員会」を設置するかどうか審議がされた。常置扱いではなく、理事会の要請があった場合に設置することとし、緊急性がある場合は、倫理・利益相反委員会の持ち回り審議にて対応する手続きが確認（いずれも理事会への報告は必須）された。

また、研究倫理に関する教育、支援のための相談窓口を設置することが提案され、倫理・利益相反委員会が担当することになった。

・倫理審査の受付開始時期について

第37回学術集会（JSPEN2022）の対応を考慮し、2020年12月1日から受付を開始とすることが承認された。（本学会ウェブサイトへも公示する）

・倫理審査提出書類書式の内容修正時期について

2020年11月1日から1ヶ月間を修正時期することが承認された。

・年次学術集会演題募集時の倫理審査について

第36回学術集会（JSPEN2021）演題募集時より倫理的配慮のチェック制度を本年から導入した。

「正式な倫理審査」という点において、実際の手続きにおいて演題抄録のみで審査することは審査対応としては不十分であるため、演題募集時の倫理審査の水準をどこに位置付けるかを本委員会と関係理事で協議を重ねている。本年は導入年ということもあり、ある程度の幅（裁量）を持たせた基準で対処していくこととなるが、数年後の「正式な倫理審査」水準の導入と適応に向けた、段階的な進行について確認しておく必要があるとの問題提起がされた。本年および来年の対応としては、第36回学術集会演題募集時と同様に「学会に倫理審査を依頼する」選択肢を設けること、審査は抄録をもって行うことをベースとするが、倫理的な教育を経た上で発表させたい事例もあることから、ある程度の審査水準での審査を経た上で、本委員会では演題採択の決定判断権限は有さず、審査結果を会長に答申し、採択を委ねる形式とする。また、倫理的配慮に欠けた内容を本学会学術集会での発表は、学術団体としては認めないが、倫理に関する認知不足、知識不足の点は、学術団体として教育すべき事業となることから、具体的には、発表カテゴリー（教育的な移行期と位置づけ、教育的なセッションに落とし込む）で分類の工夫、倫理概論のセミナーを受講の義務化などの対応で「倫理的配慮」の水準の維持と移行で進めるとの認識と方針が理事会で確認された。具体的な手続きは本委員会と関係理事で詰めて、実施していくこととなった。

・本学会学術集会の研究発表に限定した倫理審査を依頼する場合の料金について

本学会学術集会へ研究発表に限定した倫理審査費用については、会員に限定した対応として、1審査あたり5,000円（税表記は公認会計士へ確認）を徴収することが承認された。なお、一般的には迅速審査枠も存在するが、当面の設置は行わず、理事会への相談も含め対応していくこととなった。

・会員向けの倫理に関するオンラインセミナー開催について

会員の研究倫理への認識の向上、啓蒙・啓発が必要であるとの認識で一致し、会員向けの倫理に関するオンラインセミナー開催に向けた準備を開始することが承認された。

なお、日本学術振興会の研究倫理eラーニングコース（<https://elcore.jspbs.go.jp/top.aspx>）等の利用なども考慮し、コンテンツ等を本委員会で作成していくこととなった。

- ・学会ウェブサイト掲載の「医学研究及び研究発表における倫理的問題に関する見解及び勧告」(<https://www.jspen.or.jp/magazine/recommendation/>) の修正について
 「疫学研究に関する倫理指針」(平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)、「臨床研究に関する倫理指針」(平成 20 年厚生労働省告示第 415 号) が廃止されたのに合わせて、以下の規定を変更することが承認された。

変更前	変更後
<p>A. ヒトを対象とした研究： (略)</p> <p>2. 「これ以外の研究」についても「臨床研究に関する倫理指針」(厚生労働省)(平成 16 年 12 月 28 日全部改正、平成 20 年 7 月 31 日一部改正)に沿って、原則として各施設倫理審査委員会の承認が求められます。</p>	<p>A. ヒトを対象とした研究： (略)</p> <p>2. 「これ以外の研究」についても<u>「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省)(平成 26 年 12 月 22 日、平成 29 年 2 月 28 日一部改正)</u>に沿って、原則として各施設倫理審査委員会の承認が求められます。</p>

- ・「臨床栄養代謝に関する研究を実施するにあたっての倫理原則」の作成について
 学術研究団体として、同学術研究領域に関わる研究を実施するにあたっての倫理原則を定めることが通例となっているため、本学会としても当該研究領域の倫理原則を掲載したいとの提案がなされ、以下の規定内容について承認がされた。また、掲載場所については、本学会の倫理規定関連のページコンテンツで掲載していくことになった。

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
 臨床栄養代謝に関する研究を実施するにあたっての倫理原則

「臨床栄養代謝に関する研究は、広く臨床医学における栄養学的支援の貢献を科学的に解明することを通じ、健康維持、疾病予防・治療の向上に貢献している。研究の遂行にあたり、対象者に対する倫理的配慮は極めて大切であり、健全な発展のためにも不可欠である。

日本臨床栄養代謝学会は、以上に基づきその倫理原則を定め、学会員にその精神を尊重することを求める。

1. 臨床栄養代謝に関する研究（以下「研究」という）は、人々の幸福と利益につながるべきであり、人を害するものであってはならない。
2. 研究は、インフォームドコンセント、個人情報の保護等の倫理的配慮を常に払う必要がある。
3. 研究は、方法において合理的であると同時に、費用と効果のバランスをも考慮すべきである。
4. 研究は、利益相反 (COI) に関する規範、社会規範、特に法規範に反してはならない。
5. 研究は、その遂行の各段階において、高い透明性を維持する必要がある。

以上

- ・学会ウェブサイトにおける研究倫理に関するページの設置について
 学会ウェブサイトにおける「学会について」の階層に「利益相反 (COI)」のコンテンツが設置されているため、「研究倫理」コンテンツも同階層に設置することになった。実施にあたっては、総務委員会と倫理・利益相反委員会と確認しながらページ構築を進め、理事会の承認を得る。
- ・臨床研究の利益相反 (COI) に関する共通指針および同細則の一部改正について
 現在掲載されている臨床研究の利益相反 (COI) に関する共通指針および同細則において、古い

組織名や事業名での記載が残っているため、以下の【別表】のとおり、現在の組織名や実際の運用体制に変更ことが承認された。特に本学会の COI 自己申告書の提出対象においては「特定の委員会」のみでなく「委員会」として、本学会の事業執行に関わる組織メンバーについては、COI 自己申告書の提出を求める方針に変更することが承認された。

【別表】

共通指針の文言改正		共通指針の細則の文言改正	
現行文言	変更後	現行文言	変更後
学術講演会→	学術集会	講演会→	学術集会
特定の委員会→	委員会*	生涯教育講演会→	教育セミナー
作業部会→	WG・WT・PT	学術集会運営委員会 委員長→	学術集会事務局長 (事務局責任者)
対象となる活動	本学会定款の事業内容を記載追記する	小委員会→	WG・WT・PT
委員会名	現在の委員会名称に変更する	委員の互選により選出する→	理事会より選任される
評議員→	代議員・学術評議員	機関誌 (静脈経腸栄養)→	機関誌 「学会誌 JSPEN」
施行日	本指針は、令和2年9月4日より施行する。 を追加。		本細則の変更決議条文の追加
※ 現行指針は、特定の委員会や作業部会と表記しているが、委員会再編成に伴い、ガイドライン、コンセンサス、プロジェクトなど COI 対象となる活動が主体となるため、全委員会組織(認定試験 WG、TNT、支部長、支部学術集会会長含)を対象とする。		付則→	附則
			本細則は、令和2年9月4日より施行する。 を追加。

- ・倫理・利益相反委員会内規の改訂について

臨床研究の利益相反(COI)に関する共通指針および同細則の一部改正に伴い、倫理・利益相反委員会内規も同様に、委員会名称を「利益相反委員会」→「倫理・利益相反委員会」へ変更すること、また内規の変更手続きについて他委員会内規同様に「規約委員会」の協議を経た改訂方法に変更することが承認された。

支部統括委員会（犬飼理事）

- ・本学会における学術評議員・代議員の支部世話人の兼務就任に関する定款施行細則等への規定について

学術評議員・代議員の支部世話人への就任については、支部規則第8条において規定している。一方で学術評議員・代議員は、定款施行細則にて規定されている。今回の新支部制度により、支部世話人を兼務する位置付けとなったため、定款施行細則へも兼務規定を定め、相互に紐づけた規定とすることが承認された。なお、条文規定の素案は、規約委員会・総務委員会・支部統括委員会にて進め、理事会に諮ることとなった。

- ・関東甲信越支部の新区分・新支部名称・新支部長就任について

2020年12月から関東甲信越支部から長野県、山梨県が抜け関越支部と名称変更となる。長野県は中部支部、山梨県は首都圏支部となる。それに伴い、関越支部の新支部長として鈴木裕理

事から増本幸二代議員（筑波大学付属病院）に交代されると報告があり、理事会にて承認された。

- ・支部学術集会会長の資格について

支部学術集会会長の選任は、支部学術集会運営細則にて規定しているが、候補者の就任条件が明確でないため、以下の条件を必須・前提とすることが承認された。

① 支部学術集会会長は、本学会の代議員もしくは学術評議員以上であること。

② 開催地、就任条件においては、県の持回り等の条件に拘らないこと。

- ・2021年度以降の東北支部学術集会の開催について

新支部制度に伴う東北支部の世話人会の構成は、教授職の理事会推薦代議員制度を利用しても、世話人構成が大きく変化する。このため、資金力・演題数・参加人数等の各減少が課題になることが想定される。今後の他の支部においても同じような状況になることも考えられるとの問題提起がなされた。COVID-19の影響もあり、新支部制度も施行したばかりであるので、各支部の運営努力と現状の人材試行をまずは実施することになった。

- ・支部学術集会のコンベンション選定の最終決定者について

本学会の年次学術集会のコンベンション会社の選定は、コンペ方式の採用決定となった。これに伴い、支部学術集会のコンベンション会社の選定と最終決定機関について確認がなされ、本制度は、合理的なクリアな運営を望むことが目的となるため、支部長・支部学術集会会長・その時に必要と判断される本学会役職（総務委員長・財務委員長・支部統括委員長・学術集会実践支援委員長等）での決定とし、理事会への報告を最終プロセスとすることが確認された。

- ・2021年の支部学術集会の開催について

COVID-19の影響を踏まえると集合型の開催は難しい状況にあるため、ハイブリッド型での開催も検討するが費用対効果の点で各支部ともに難しい予算建てとなっている。以上の観点から完全なWEB開催が現実的な開催形態となるが、完全WEB開催は、企業のスポンサー協力が得られにくく非常に厳し運営状態が浮き彫りになってきたことが報告された。打開策としては、学会自体でWEB開催のプラットフォームを構築し、各支部ともそこに落とし込む形が有力な方法と考えられる。いくつかのコンベンション会社打診し、将来性も見通しした本学会としてのプランを練り、本理事会で審議してから来年度以降の方針について協議することになった。なお、2021年の支部学術集会については、支部によっては、既にコンベンション会社が決定しており、一定の契約が締結されているため。これに関しては、当日対応のみなどに委託規模を縮小していただくよう、各支部に対応を依頼することになった。

【涉外部門】

保険委員会（飯島理事）

- ・胃瘻造設時の胃壁固定法の点数化について

鰐田先生より表記依頼をいただき、本学会として検討し申請すべきであれば、次回医療技術評価に学会要望として加え、外保連での承認を経て申請していくことが承認された。

【教育・奨励部門】

専門能力開発委員会 薬剤師部会（二村理事）

- ・カテーテル感染症などの輸液ルート使用にかかる実態調査について

薬剤師部会にて、カテーテル感染症などの輸液ルート使用にかかる実態調査の実施について提案がされ、承認された。調査目的・対象・方法等は、以下を予定する。実施にあたり公示や調査項目などは、薬剤師部会で作成し、理事会での審議を経て進めていくことが確認された。

目 的： PVC、CV ポート、PICC、CVC のカテーテル感染症の発生率、閉塞、配合変化などの有害事象の実態（出来れば、使用目的や使用期間、使用した材料の商品名など）を把握し、静脈栄養における問題の抽出、対策の検討と周知を行う。

対 象： 学術評議員・代議員の勤務する病院薬剤師の施設（1 施設 1 回答、病棟単位も可）

方 法： ① 募 集：本学会ウェブサイト、メールニュース、NST 稼働施設の薬剤師宛にダイレクトメール（要調整）にて通知および調査の公募

② 集 計：オンラインアンケート：Google form または Survey Monky など

③ 期 間：本学会の倫理審査の承認を経てからの 6 ヶ月間

④ 公開方法：第 37 回学術集会での発表、本学会ウェブサイト、学会誌 JSPEN にて報告、ガイダンスの作成など

調査項目： 薬剤師部会にて検討中

専門能力開発委員会 看護師部会（篠理事）

・栄養関連企業、一般企業のオンラインセミナーのウェブサイト告示について

COVID-19 の影響で支部学術集会の中止・延期や各教育セミナーの中止など、栄養について学ぶ機会が減っており学習へのモチベーション低下が懸念されると報告があった。代用対応として、一般企業が共催している栄養関連のオンラインセミナーなどの開催情報を本学会ウェブサイトで情報提供してはどうかとの提案がなされた。本学会ウェブサイトへの掲載要望はかねてより多数あるため、掲載情報は、本学会主催または共催であることで限定していること。また、そのポリシー外での掲載は広告と同様の解釈となり有料対応にもなるため見送ることになった。

・当学会ウェブサイト「重要なお知らせ」に応援メッセージを掲載することについて

COVID-19 の影響により NST 活動や外部との連携が難しい状況である昨今、各部会や支部からの応援メッセージを「重要なお知らせ」に掲載したいとの提案がされた。「重要なお知らせ」への掲載項目は、本学会の全体性に関わる重要な掲載記事（事務的内容含む）および緊急性に限定して、掲載コンテンツの重要性を保持しているため、本学会が有する広報媒体として、ニュースレターがあり、こちらを代替案として利用し企画していくことが承認された。

【認定・資格検討部門】

認定・資格制度委員会（福島理事・三原理事）

・2020 年（令和 2 年）認定医・指導医復活申請希望者の対応について

2020 年は「会員資格の認定期間の延長と更新申請年の順延」の方針を決定した。

認定医・指導医資格の停止者、失効者の方で、今年復活・再申請を希望の方より事務局に申請可否の問い合わせがあった。制度規約施行細則第 14 条には「通常の認定医・指導医資格更新申請時に行うものとする。」と規定しており、現状では今年の申請は見送り形との解釈となる。一方で認定医・指導医は、認定教育施設の指導責任者資格を有し、本年の申請が順延されることで認定教育施設への申請も一年順送りとなるため、実施修練施設維持において支障が生じることから、本年の復活・再申請の手続きについて審議がされ、理事会の総意をもって、審査手

手続き自体は実施することが承認された。正式な条文改定は、以下のとおり第8回定時社員総会にて提出する。なお、同施行細則は、社員総会決議事項となるが、実施運用上の規定まで社員総会決議事項とすべきか全体の本会規約の観点からも検討していくことになった。

■認定医・指導医制度規約施行細則変更内容

変更前	変更後
第5章 認定医・指導医の復活、再申請 第15条 第17条4項(制度規約)または第25条(制度規約)によって資格を喪失した者は、(略)行うものとする。	第5章 認定医・指導医の復活、再申請 第15条 第17条4項(制度規約)または第25条(制度規約)によって資格を喪失した者は、(略)行うものとする。 <u>ただし、事情により通常の認定医・指導医資格更新申請が行われない場合は、別途復活申請を行うものとする。</u>

・指導医資格申請条件である LLLについて

COVID-19 の影響により、本年開催予定だった LLL ライブコースは全て開催中止となった。LLL ライブコースは、指導医資格の必須申請要件であるため、今年指導医へ申請予定であった認定医より LLL ライブコース受講への代替対応について要望があった。LLL ライブコース受講への代替対応としては、今回のような社会情勢における限定条件として、ESPEN ウェブサイトでの受講となる e-learning を代用できるよう整合性をつけることが承認された。但し、e-learning とライブコースでは難易度が異なるため ESPEN のクレジット数も考慮し、代替受講数については、LLL WG 長と別途協議して定めて実施運用ことが承認された。

・認定医の資格要件について

現在の認定医資格条件として「本学会学術集会あるいは支部学術集会での筆頭演者としての発表1回」を必須とし、左記を含めた学術集会発表要件3回を条件としているが、2回分は、本学会以外の会であっても司会・座長など2回で代替えできる規定となっている。さらに、本学会各種セミナーの講師就任も代替条件となっており、この記載により認定医資格のない方が講師をすることもあることから、これらの規定修正案が提出された。本学会の講師選定等では学術評議員以上で選任してきた実例もあり、代議員・学術評議員資格者との整合性も鑑み、今回の改定は見送り、改めて認定医の資格条件として協議していくことになった。

・認定試験 WG の謝金についての現状について

従来の認定試験 WG は、問題作成 WG 委員、問題選択 WG 委員に分かれ2～3回の会議を行い、会議の出席につき規程の謝金をお支払いしていた。今年は COVID-19 の影響もあり、問題作成の集合型会議を1回開催した。選択会議はオンライン会議で2回、集合型会議で2回開催する予定で進めている。オンライン会議での謝金については規定していないかったため、以下の案が提示され、承認された。これと併せて、問題作成および問題選択の業務自体にも謝金の適用はしていなかつたが、試験 WG での労務基準を見直し、問題作成と問題選択の作業に対しても以下の謝金を支弁することが承認された。本規定は旅費・謝金規定への反映が必要となるため、規定案については、別途作成することになった。

●謝金の金額について

集合型会議（6時間程度／回）：規約通り1日3万円（源泉徴収税別）

オンライン会議（2時間程度）：1回1万円（源泉徴収税別）

問題作成作業（会議時以外の作成作業）に対して：1万円（源泉徴収税別）

問題選択作業（会議時以外の選択作業）に対して：1万円（源泉徴収税別）

・2 単位研究会の調査について

NST 専門療法士認定規程に定める「学会の認める全国学会・地方会・研究会」について、これまで申請認可後の活動調査がなされていないため、99 研究会等の登録があり現在活動調査の計画を進めている。各研究会への郵送もしくはメール配信による調査連絡を予定しているが、連絡先や所在地が不明な研究会も多く、地道な調査となるため、役員各位に協力依頼がされた。

・認定教育施設の規程の変更について

2020 年 2 月 26 日開催の第 7 回定時社員総会で、「認定医の常勤」の文言が外れたことにより、非常勤でも認められるのか、「回診等のチーム活動」に参加していなくてもよいのかとのご意見があり、以下のように一部条文を削除した規定にて改めて承認された。

変更前	変更後 2020 年 2 月 26 日 第 7 回定時社員総会	今回の変更点（案）
<p>栄養サポートチーム 専門療法士認定規程</p> <p>第 4 章 認定教育施設の認定 第 16 条 認定教育施設の認定 は以下の(1)、(2)、(3)、(4) の各号総てを満たすことを要 す。</p> <p>・・・</p> <p><u>(3)認定医が常勤で在籍する こと。</u></p>	<p>栄養サポートチーム 専門療法士認定規程</p> <p>第 4 章 認定教育施設の認定 第 16 条 認定教育施設の認定 は以下の(1)、(2)、(3)、(4) の各号総てを満たすことを要 す。</p> <p>・・・</p> <p><u>(3)本学会「認定医」が当該施 設で NST スタッフとして勤務 していること(回診等のチ ーム活動に参加していない場合 も認める)。</u></p>	<p>栄養サポートチーム 専門療法士認定規程</p> <p>第 4 章 認定教育施設の認定 第 16 条 認定教育施設の認定 は以下の(1)、(2)、(3)、(4) の各号総てを満たすことを要 す。</p> <p>・・・</p> <p><u>(3)本学会「認定医」が当該施 設で NST スタッフとして勤務 していること(回診等のチ ーム活動に参加していない場合 も認める)。</u></p>

NST 委員会（中瀬理事）

・NST 委員会ウェブサイト改訂作業について

現状の NST 委員会別建ての構成は廃止する。②現在の NST 委員会サイトの内容を本学会ウェブサイトに移行、③サイト内でできることは現状同等（施設の一覧、申請のお知らせ、申請書類のダウンロードなど）とする。④移行作業に際して施設情報などを再調査収集してアップデート、⑤新システムに向けての業務や流れ、クレジットの反映など整合性のある運用を目指す。との方針が説明され、承認された。

・2020 年の NST 稼働施設認定の新規・更新申請作業について

例年同様の書類提出手続きを予定し、審査に関しては十分な感染対策下での作業計画を行うと
して、今年の施設認定手続きについて承認された。

・第 36 回日本臨床栄養代謝学術集会における NST フォーラムの構成について

JSPEN2021 における NST フォーラムのテーマ「NST のこれまで・今・これから」と創設期、拡大期 (NST プロジェクト初期)、充実期 (NST プロジェクト後期)、未来への展望の構成とする案
が提示され、第 36 回学術集会側との調整の上、実施することが承認された。

創設期：二村昭彦先生

拡大期 (NST プロジェクト初期)：野田さおり先生

充実期 (NST プロジェクト後期)：飯島正平先生

NST の未来：東口高志理事長

・参加クレジットの件

今年の定時社員総会にて、NST フォーラムの参加を更新条件に含めることが承認された（提出

有効年は 2023 年申請より適用)。第 36 回は集合型とオンライン参加などの形態が想定されるため、参加証発行の具体的な導入方法や案内について第 36 回学術集会側と調整しながら進めることが報告され、実施方針について承認がされた。

【学術部門】

学術集会実践支援委員会（犬飼理事）

・合同シンポジウムの在り方について

本学会の合同シンポジウム（本学会学術集会での開催、相手側での開催含）については、2019 年の定例理事会において、対応について協議され手続きが確定されている。最近の本学会との合同シンポジウム企画・連携において、相手学会との認識の齟齬や実務者レベルでの連絡確認不足に伴う障害が生じている。学会同士の合同事業としてデリケートな要素を含んでいることから、将来的な阻害要因を排除するため、改めて以下の要件に留意した合同シンポジウムを受ける学会・研究会の基準作成を行うことが提案された。今回、本学会の規模や名義のみを求める団体もあることが明らかとなった不本意な事実も考慮し、本学会と相互協力ができる友好的な学会や研究会と有意義な合同シンポジウムを実施していく方針を本理事会にて確認し、今後の合同シンポジウム審議の指針とすることが承認された。

・共催セミナー講演動画の他学会への供覧について

第 35 回学術集会：JSPEN2020 の運営事務局より、学術セミナー共催会社の一つである日本コヴィディエン株式会社から JSPEN2020 での共催セミナーでの動画を別の学会にて使用したいとの確認があった。使用については許可するが著作権の観点から二次利用となるため有料での対応とすることが承認された。金額については、現在、総務委員会においてそのほかの引用転載許諾の手続きの整理と有料定義について協議を進めており、その協議も考慮して後日提示することになった。また、他学会での使用ではなく、プロモーションや社員教育での使用については、企業協力の観点からも従来どおり無償での許可とすることが確認された。

学術集会実践支援委員会 フェローシップ選考 WG（三原理事）

・フェローシップ賞選考規程の改定について

2017 年に選考規程の一部規定の改訂がされたが、その後の正式は規程変更が滞っていたため、今回の二重発表に関する禁止条項ならびに COVID-19 感染症対策による海外関連学会のオンライン開催も考慮した副賞の定義や金額について選考 WG で協議した規程改訂案が提出された。オンライン開催の場合を前提として、演題が採択されなかった場合の副賞授与の定義について協議となり、「A. S. P. E. N. または ESPEN に演題を申し込んで演題が採択されなかった場合の副賞を 10 万円」との規定を加えることになった。(改訂されたフェローシップ選考規程については、別途整えて公開する。)

1) 学会および委員会の名称変更

「一般社団法人 日本静脈経腸栄養学会」→「一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会」

「フェローシップ委員会」→「フェローシップ選考 WG」

2) 規程内容の変更について

(応募資格)

第2条 応募者は本学会員で、過去5年間に本会での発表経験を有すること。

(略)

7 応募研究内容は、最近の研究成果に基づく独創的な内容とし、原著あるいはそれに準ずる（メタ解析など）ものとする。なお、他の演題同様、過去に他の学会や研究会などで発表した演題は二重発表となるので応募できない。論文発表の場合は投稿の受諾日等を確認して資格を検討する。

8 学術集会におけるフェローシップ応募者セッションの発表者の記載は筆頭演者のみとし、共同演者名を入れない。

(選考方法)

第4条 応募抄録の内容から、10名程度の応募者セッション（学術集会時）での発表者を選出する。

(略)

3 受賞者はその年の総会で表彰され、第5条に定める副賞が授与される。

4 応募者セッションに不採用で要望演題または一般演題での発表となった場合には、学術集会で定められた規定人数まで共同演者をつけてよい。

5 審査員が共同演者の場合は、応募者セッションの審査（質疑応答など）には参加するが、採点ならびに最終選考からは外れるものとする。

(受賞内容、副賞授与条件)

第5条 A.S.P.E.N. または ESPEN に演題を申し込んだ場合、演題が採択されず、出席のみであった場合に旅費の実費（上限30万円）を授与する。採択されればさらに20万円を加えて上限50万円を副賞として授与する。

※COVID-19による世界的な渡航制限などで学会出張しない場合の副賞授与ケースを考慮した。

(表彰)

第6条 その年の学術集会における総会で賞状を授与して表彰する。

2 応募者セッションで選出された演者が、下記3項の理由にて受賞できない場合は代行者が受賞してよい。

3 受賞できない理由として、仕事上の理由、健康上の理由などとし、可否については委員会で検討する。

※応募者セッション次年度に開催されていた学術集会での受賞者セッションは廃止としたため、表彰式は応募者セッションの年の学術集会時の総会・学術評議員会後の表彰式での授与となる。

・JSPEN2020 フェローシップ賞応募者の二重発表について

JSPEN2020のフェローシップ賞応募において、某米国雑誌にて既に論文として発表されたものと、本応募セッションで発表する予定論文が同一であることが判明した。WG会議にて発表が先か、論文が先かの順番に焦点が置かれていたが、学会発表されていなければ問題ない（論文発表が先でも問題ない）との二重発表に関する事例対応について確認がされた。今回の事例では、応募者に直接確認を取り、他学会で学会発表されていなければ、二重発表にあたらないとして審査手続きを進めることになった。

【臨床栄養推進部門】

ガイドライン委員会（小谷理事）

- ・外部委員の謝金について

外部委員から謝金支払いの適用において集合型会議と WEB 会議で果たす役割は同様にも関わらず、謝金額が異なることに対してご意見をいただいた。外部委員の委員会出席に伴う謝金について、前回理事会にて決まった金額が見直され、以下のように改定することが承認された。

(外部委員へ支給)

第 12 条 外部委員への謝金は、1 日委員会に参加した場合には、原則として 20,000 円を支給する (会議時間 3.5 時間未満は半日として 10,000 円)。WEB 会議に参加した場合も、原則として 20,000 円を支給する (会議時間 3.5 時間未満は半日として 10,000 円) を支給する。 (源泉徴収税別 + 交通費実費)

- ・がん患者のための代謝・栄養管理ガイドライン作成協力について

アカデミック班から Systematic review 班 (SR 班) のメンバーを選考し、理事会に審議提出をする予定であったが、人選を再考する必要となった。ガイドラインの作成のためのパネル班を決定し、GRADE system に基づいた CQ と Answer を作成する「GRADE 班」、narrative 作成法に従い解説を作成する「Narrative 班」の 2 班と人為的な評価を行う、SR 班の人選を行う必要がある。人選は学術評議員以上を条件に進めるため、理事各位に自薦・他薦の協力依頼がなされた。

XI. 各種委員会・部会 報告事項

【総務統括部門】

総務委員会（飯島理事）

- ・2020 年度各種セミナーの対応について

2020 年度各種セミナー事業の開催を企画していたが、COVID-19 の影響により、開催中止やオンライン型のセミナーに変更をした現状報告がされた。

- ・2020 年度 NST 専門療法士オンラインセミナーの実績について

NST 専門療法士受験必須セミナー・更新必須セミナーは COVID-19 の影響により、オンラインでの開催に切り替えた後の開催実績について報告がされた。

◎視聴期間について：第 1 回に関しては、急な開催形式の座学からの変更とオンライン視聴開始時期が不明なまま時間経過したことを考慮し、原則 2 カ月としつつ視聴者数と修了者数の推移を見ながら視聴期間を決定した。

◎修了者数について：第 3 回の受験必須を除き、概ね受講修了が完了した。課題として、従来の座学の置き換えで今回のオンラインセミナーが構成されているので、受験必須セミナーは特に時間的に長いための視聴完了の進み具合が悪かった。1 時間単位の講座ではなく、視聴時には 2-3 分割で配信するような工夫が必要と考えられた。

- ・国立国会図書館インターネット資料収集保存事業における貴機関インターネット資料の収集等に係る許諾について（依頼）について

国立国会図書館 関西館 電子図書館課 ネットワーク情報第一係より国立国会図書館インターネット資料収集保存事業における貴機関インターネット資料の収集等に係る許諾に関する依

頼があり、学会ウェブサイトにある資料を国立機関に収集されることは望ましいことであるため、一部のページを除き、「許諾」回答することが報告された。

倫理・利益相反委員会（鷲澤理事）

- ・共同研究講座の演題に関する利益相反について

高知大学医学部のある講座より発表演題について問い合わせがあった。同講座は寄附講座ではなく、高知大学とある農業協同組合が共同で設置した「共同研究講座」で、筆頭著者が講座の研究員の場合と筆頭著者が企業の研究員で講座にも在籍出向している場合があるが利益相反についてはどのように対応したらよいか。との確認であった。問い合わせの内容を確認し、寄附講座と同様の申告が望ましいと判断し、回答するとともに持ち回り委員会においても、同事案の解釈と方向性について整理を行ったことが報告された。

支部統括委員会（犬飼理事）

- ・支部規則・支部学術集会運営細則の制定について

第2回定例理事会において、支部規則、支部学術集会運営細則が承認されたことを受けて、今後、同規則・運営細則に基づき支部会運営をお願いすることが報告された。

- ・支部規則に関する留意事項・支部学術集会運営に関する留意事項の作成と進捗状況について
支部運営および支部学術集会運営における具体的な実務要項として、留意事項の作成を進めていることが報告された。

- ・新支部体制への移行状況について

2020年1月1日からの8支部体制となる新支部体制に移行状況について以下の報告がされた。

- 1) 2020年12月より支部世話人は、各支部に属する学術評議員・代議員となった。正会員資格で現世話人の方には、暫定制度での学術評議員申請や理事会推薦代議員制度を利用し、継続的にご活躍いただけるようお声掛けをしていく。
- 2) 2020年11月で支部世話人をご退任される先生方には、理事長名にて感謝状を郵送し、今後もこの感謝状制度は継続していくことになった。
- 3) 2020年2月の社員総会において承認された学術評議員・代議員の就任を反映した各支部世話会メンバーが確定した。最終確認作業が終了次第、世話人会の実施(当面はオンライン会議)での世話人会の開催が可能となる。
- 4) 支部会ウェブサイトの8支部体制への移行状況について報告がされた。

ページ構成は、支部長挨拶・会則・役員一覧・学術集会・教育研修・各県情報・リンク・お問合せ・JSPEN本部の階層に統一し、新体制での支部長挨拶も順次掲載している。また、支部規則と支部学術集会運営細則の承認・施行に伴い、本学会のウェブサイトへ掲載する。

- ・2020年度事業報告・2021年度事業計画の提出について

2021年予算配分に向け、2021年度の事業計画書および予算案(支部運営および事業、支部学術集会)の提出依頼を2020年10月末日期日として各支部長へ依頼する。2020年度の事業報告書および支部会計報告(支部運営および事業)については、合同会計移行初年度となるため、2020年11月末日を提出期日として提出を依頼し、最終的な決算を確定次第、最終報告をお願いすることで準備を進めていることが報告された。また、この間、各支部会計報告については、学会事務局にて、会計処理の精査を行い、本委員会では監査手続きを進める。

【涉外部門】

保険委員会（飯島理事）

- ・一般用静脈栄養製剤の添付文書改訂と関連する注意事項の公開について

本学会から要望書として提案折衝していた本案件が認められ、該当製品の添付文書が改訂された。また、厚生労働省から依頼のあった「禁忌からこれらが除外された場合の安全を担保するための医療現場に向けた学会から注意事項」についても発信したことが報告された。

- ・NST 加算に関する研修要件の厚生労働省保険局見解

COVID-19 の感染拡大により、本算定要件として必要な研修の開催が全国的に滞っている。一部の研修では集合型を回避したオンライン形式での研修が取り入れられてきたため、当学会事業での研修で算定要件となっている「医師セミナー」と「教育施設での修練」について、厚生労働省保険局医療課に問い合わせし、以下の回答がったことが報告・紹介された。

【回答】

●医師の研修

当方の認識としても座学ですので、オンライン等での実施が可能と考えております。ただし、受講者が研修を規定の時間、受講したことが確認できるように工夫して頂きますようお願いいたします。

●医師以外の研修

当省としては、質の担保が重要と考えております。従いまして、これまでの臨地実習と同等の質の担保ができるのであれば、その方法については、お任せしたいと考えております。

【教育部門】

教育委員会 LLL ワーキンググループ（高増理事）

- ・ESPEN T-LLL の中止について

COVID-19 の感染拡大により 2020 年 9 月 19 日～21 日開催の 42nd ESPEN Congress は、'Virtual Congress' での開催に変更となった。このため T-LLL の開催も中止となり、本学会で 2020 年 5 月 28 日～6 月 16 日の期間で募集した「2020 年 LLL 講師資格の取得希望者募集」は、本年は中止としたことが報告された。

【認定・資格検討部門】

認定・資格制度委員会 専門療法士認定制度（三原理事）

- ・2020 年度 認定医・指導医・認定歯科医認定試験 申請状況について

2020 年 7 月 1 日から 2020 年 7 月 31 日（消印有効）にて、認定医・認定歯科医、8 月 3 日から 8 月 31 日（消印有効）にて、指導医認定申請を受け、審査対象として認定医（38 件）・指導医（4 件）・認定歯科医（18 件）の申請であったことが報告された。

- ・2020 年度 NST 専門療法士認定試験申請状況について

2020 年 7 月 1 日から 2020 年 7 月 31 日（消印有効）にて、NST 専門療法士認定申請を受け、審査対象として 639 件の申請であったことが報告された。

- ・2020 年度 臨床栄養代謝専門療法士申請状況について

2020 年 8 月 3 日から 2020 年 8 月 31 日（消印有効）にて、暫定臨床栄養代謝専門療法

士認定申請を受け、審査対象として 70 件の申請であったことが報告された。

【学術部門】

編集委員会（佐々木副理事長）

・「学会誌 JSPEN」刊行状況について

2020 年 8 月 19 日現在の「学会誌 JSPEN」刊行状況について報告がされた。

Vol. 2 No. 1 : 2020 年 3 月 13 日刊行、Vol. 2 No. 2 : 2020 年 5 月 29 日刊行

Vol. 2 No. 3 : 2020 年 8 月 12 日刊行、Vol. 2 No. 4 : 2020 年 9 月 25 日刊行予定

・「学会誌 JSPEN」掲載状況について

Vol. 2 における 2020 年 8 月 21 日現在の論文種別における掲載件数について報告がされた。

・「学会誌 JSPEN」論文投稿状況について

2020 年 8 月 21 日現在の論文投稿状況について報告がされた。

・「学会誌 JSPEN」における特集について

「日本静脈経腸栄養学会雑誌」において毎号掲載していた特集に関して、前雑誌との差別化を図るため、新規の呼称として「トピックス」という名称を決定した。臨床栄養コンセンサス検討委員会より WT001～009 各領域に関するコンセンサス本の出版がされた後に書籍の内容に基づいて執筆依頼と企画を予定していることが報告された。

・「学会誌 JSPEN」投稿規程の一部変更について

編集業務における適正化と効率化を目的に、投稿規程の以下の部分を変更したことが報告された。学会誌 JSPEN の投稿規程において「編集委員会で承認された場合はこの限りではない。」との一文があるため、執筆者でなく共著に入っている方が多く、事務局確認対応の負荷になっていた。この一文を削除し、共著者も含め全て学会員に限るとし、さらに投稿時には、会員番号も記載も必須とした形式に変更したことが報告された。

1) 【投稿資格】における「ただし編集委員会で承認された場合はこの限りでない」を削除する。

2) 【図（写真）および表】における第 2 項へ「2. 図、表に用いる文字は画像形式ではなくテキスト形式で投稿すること。」を追加規定する。

学術集会実践支援委員会（犬飼理事）

・学術集会運営細則の制定について

第 2 回定期理事会にて学術集会運営細則の承認を受けて、今後、同細則に基づき学術集会の準備を進めていくことが報告なされた。

・学術集会運営に関する留意事項の作成進捗状況について

学術集会運営細則の実務要項として、留意事項の作成を進めていることが報告された。

・第 36 回学術集会のハイブリッドを含めた開催方法の検討について

COVID-19 の感染拡大に伴い会場を一部縮小した形で学術集会の開催に向けて、準備が進められており、他学会の学術集会・学術大会等の実施状況は、完全オンライン化、ハイブリット型などの開催が試みられているため、鍋谷会長と本委員会にて状況を確認しながら最終的な開催方法の検討を進めていることが報告された。

・胃外科術後障害研究会との合同シンポジウムについて

第 50 回胃外科術後障害研究会（福島亮治会長）にて合同シンポジウムの実施承認されたことが報告された。

・JSPEN2023：第 38 回学術集会（小谷穰治会長）のコンベンションの選定について

第37回学術集会同様に第38回日本臨床栄養代謝学会学術集会のコンベンション選定はコンペ方式で行い学会ウェブサイトへの公示、コンペ開催の準備を進めていることが報告された。

- ・2020年12月12日東北支部学術集会の開催について（200人規模）

第35回日本臨床栄養代謝学会東北支部学術集会長：亀井 尚先生（東北大学）

コロナ感染症の状況を鑑み、1年あるいは半年程度延期との連絡があった。キャンセルの都合上9月が一つの区切りとの報告があった。

学術集会実践支援委員会 学術 AWARD 選考 WG（山中理事）

- ・大柳治正記念学術振興アワード受賞者・関連講演者について

第36回学術集会（JSPEN2021）における大柳治正記念学術振興アワード受賞者・関連講演者について、本WGで選考の結果、以下に決定した。受賞者には受賞についての内諾頂き、関連講演者についてもご推薦して頂いたことが報告された。

受賞者：馬場 忠雄先生（名誉会員）

関連講演者：佐々木雅也先生（副理事長）

学術集会実践支援委員会 フェローシップ選考 WG（三原理事）

- ・JSPEN2020 のフェローシップ賞の選考について

COVID-19 感染拡大のため、JSPEN2020での応募者セッションは見送られた。選考について事前に提出された発表スライドを委員が検討し、JSPEN2020のフェローシップ賞受賞者選考することになった。現在、審査を進めており次回の理事会で受賞候補者の最終決定をすることが報告された。

- ・二重発表の疑い例について

JSPEN2020での応募者2名に二重発表の疑いが委員より指摘された。どちらも、演題名や抄録の表現法を微妙に変えているが、スライド原稿で確認すると症例数や結果が全く同じ内容であった。JSPEN2020の演題応募の項には、「他学会や支部会での発表すでに登録された演題は応募することができません。」と明記しているため、WGで協議し、二重発表に当たると思われる応募者演題から削除した。

- ・JSPEN2020におけるフェローシップ賞受賞者の副賞授与について

本年のフェローシップ賞授賞日は、先の理事会で確認したとおり、10月の第4回定期理事会で承認された日を受賞決定日（2020年10月9日）となる。発表に関しては、2020年10月を受賞決定日として、その後2年以内（2022年10月まで）にASPENまたはESPENで発表していただくこと、「学会誌 JSPEN」に寄稿し、2023年11月までに事務局に報告する手順となる。授賞式の記録（写真など）の機会がないため、JSPEN2021のフェローシップ賞表彰式（2021年総会・学術評議員会後の表彰式）にて併せて行うことが確認された。

【臨床栄養推進部門】

ガイドライン委員会（小谷理事）

- ・GRADEでおこなうクリニカルエスチョン（以下「CQ」）について

2020年5月29日のオンライン会議（Zoom使用）で、GRADEで行うCQは概ね以下の3つとなつた。なお、①については現在、未確定で要検討段階となっていることが報告された。

- ① 術前栄養について（未確定）

- ② がん survivors への栄養療法
 - ③ Refractory (がんの治療(3rd のケモなど)に不応性の患者) への栄養療法
- ・Narrative のテーマと分担について
Narrative のテーマと分担と現在の進捗状況について報告がされた。

臨床栄養コンセンサス検討委員会 9領域 WT (犬飼理事)

- ・WT 005 : リハビリテーション 委員の辞任について
WT 005 : リハビリテーションワーキングチーム (以下「WT」) において、公務等の理由により、2名の委員辞退の申し出があり、受理したことが報告された。
- ・各 WT における進捗状況と今後の対応について
各 WT の現在の進捗状況について報告がなされた。各 WT ともにデルファイ施行もしくは準備に入っており、来年の発刊に向けて、出版の選定作業に入ったことが報告された。

■2020年度第4回定例理事会の予定

第4回定例理事会は、2020年10月9日（金）15:00～18:30にて、開催場所は名古屋（AP名古屋予定）または、オンライン会議での開催を検討していることが報告された。

以上

2020年9月4日（金）